

# 法科大学院オンライン授業に関する FAQ

法科大学院教務委員会

2020年5月8日

**Q1.** 自宅に通信料無制限のネット環境が無いがどうしたらよいかどうしたらいいでしょうか。今から契約したほうがよいでしょうか。契約が授業開始に間に合わない場合、どうしたらよいでしょうか。

**A1.** 自宅や実家等で通信環境を整備することが困難な方に対しては、オンライン授業の受講のため、法科大学院の教室を開放して大学の通信設備への接続を認める方針でしたが（大学では eduroam という wifi が使えます）、4月17日に東北大学の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）」がレベル4に引き上げられたことから、現在、法科大学院生の大学施設の利用が禁止されております。可能な限り、自宅や実家等にて、有線（光回線等）や無線 LAN(Wi-Fi)でインターネットに接続できる環境を準備して下さい。有線接続は導入に時間（と場合によって設置費用）がかかりますが、Wifiであれば数日で導入が可能な模様です。東北大学法科大学院としては通信量無制限のウェブ環境の確保を推薦しています。また、法学研究科は、十分に通信環境を整備することが困難な学生を対象に、一時的に Wi-fi ルーターを貸与する制度を設けました。詳しくは、5月5日付の TKC の「お知らせ」（「法学研究科通信機器貸与制度について」）を参照してください（申し込み期限：5月8日（金）15：00）。なお、2020年4月3日に通信大手三社（NTT ドコモ、au、ソフトバンク〔Yモバイル含む〕）が、25歳以下の学生に対して、通信量制限を緩和するという方針を発表しておりますので、対象の方は活用をご検討下さい（詳細は学生向け ZoomManual の4を参照下さい）。カフェ等の共用スペースでの作業は、感染症予防の観点から、避けるようにして下さい（東北大学のオンライン授業ガイド：<https://olg.cds.tohoku.ac.jp/forstudents#h.7qihjqqth9vt>）。

また、自宅等にインターネット環境がなく授業を受けられなかったことについて、担当教員に特に連絡をする必要はありません。通信環境の不良・未整備により、オンライン授業に接続できない場合に、欠席回数制限等のカウントや期末試験受験資格・レポート等の提出資格等の点において不利益に扱うことはいたしません。

Q2. 持っているPCのスペックが低いけどどうしたらよいでしょうか。

A2. どの程度を想定しているかわかりませんが、基本的に、スペックの高くないPCでも対応は可能です。

4月13日からの週にいくつかの授業でオンライン授業の練習をするので不安があれば参加して下さい。

なお、次の質問にあるように、オンライン授業がいつ終わるのかは東北大学としてもわかりません。長期にわたる可能性もあります。現在お持ちのパソコンではオンライン授業を利用できない場合は、安価なパソコンの購入をお勧めします。

Q3. オンライン授業はいつまで続くのでしょうか。

A3. 東北大学全体の方針（4月13日発表）として前期（4月から9月）の授業はオンライン授業として実施することとしていることから、当該方針が変更されるなど特段の事情が生じない限り、法科大学院も前期（集中講義を含め）はオンライン授業となります。（4月13日発表文書：<http://www.tohoku.ac.jp/japanese/2020/04/news20200413-03.html>）

今年度の後期授業についてオンライン授業が継続されるか否かは、コロナウィルス感染症の状況とそれに伴う国・県・市の政策判断及び東北大学の判断次第となるため、現時点では東北大学法科大学院としては判断できません。

Q4. しばらくの間、仙台に引っ越しをしないことも考えているが大丈夫でしょうか。

A4. 東北大学法科大学院も、実家等で勉強している学生のみさんがいつから仙台で勉強できるようになるのかはわかりませんが、上記（3.）のような状況ですので、東北大学の方針が変更されるなどの特段の事情が生じない限り、少なくとも前期の授業はオンライン授業として実施されます。そのため、当面の間、引っ越しの必要性はありません。

今後、新型コロナウイルスの感染が抑制され、仙台において教室で授業できる環境となった場合に、ウェブサイト等を通じて学生の皆さんに告知します。このタイミングで、自習室や図書室等の法科大学院の施設も全面的に利用を認めることとなりますが、ただちにオンライ

ン授業を廃止して対面式授業に一本化するわけではありません。皆さんが仙台に引っ越し、法科大学院の教室で対面式授業を受ける準備が整うまでの期間は、オンラインで授業を受講する機会を確保する予定です。まだ完全にウイルス感染問題が解消していない状況で、焦って仙台にいらっしゃる必要はありません。

**Q5.** どこに行ってもカメラが手に入りません。どうすればいいでしょうか。

**A5.** カメラがない場合、入手できるまでは音声だけの授業参加という方法もあると思います。Q7にあるように、学生側についてはカメラオフを推奨しています。教員に事情を説明していただければ、教員もカメラがないことを理由に、皆さんを不利に扱うことはいたしません。

また、自宅にwifiの設備を整備した場合には、スマートフォンのカメラを利用して参加することも可能になるかもしれません。

**Q6.** 通信環境が悪くオンライン授業に接続できない場合、途中で通信が切れてしまった場合、どのようになりますか。

**A6.** 通信環境の不良により、オンライン授業に接続できない場合に、欠席回数制限等のカウントや期末試験受験資格・レポート等の提出資格等の点において不利益に扱うことはいたしません。また、そのような場合に備えて、担当教員は、授業を録画／録音して一定の期間閲覧可能とする対応を採ることとしております。とりわけ、**A1**にあるように、4月17日に東北大学のBCPがレベル4に引き上げられ、現在、教室開放が実施できない状況にあることから、教室開放が実施できるまで十分な期間、録画／録音した授業を公開します。各教員によってバックアップや公開の方法は異なりますので、TKCの質問機能等を用いて、各教員に聞いてみてください。

**Q7.** 自分の画像が見知らぬ学生に見られることが気になります。また、部屋の背景などが映りこんでしまって、プライバシーが知られることが不安です。

**A7.** 通信をスムーズにするために、学生側のカメラをオフにすることを推奨しています。  
また、zoom ではバーチャル背景を設定することも可能です  
( <https://support.zoom.us/hc/ja/articles/210707503-%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%AB%E8%83%8C%E6%99%AF> ) 。

**Q8.** オンライン授業を行うにあたり、zoom の使用が予定されていますが、この zoom はセキュリティの脆弱性が問題となっております。zoom を使用することに不安があるため、zoom 以外のアプリケーションを用いたオンライン授業にしていただけないでしょうか。

**A8.** 授業のツールとして何が適切と考えるかということは教員によって異なることから、法科大学院では、授業に利用するツールを統一することはしていません。  
そして、zoom の脆弱性について検討をいたしました結果、従来指摘されてきた問題の多くはすでに解決されていると判断し、そのような不安が指摘されていることを周知の上、東北大学法科大学院は各教員の選択に委ねて、禁止はしないことにしました（東京大学情報基盤センターの資料を参考にしてください。[https://apps.adm.s.u-tokyo.ac.jp/WEB\\_info/p/pub/5756/Zoom.pdf](https://apps.adm.s.u-tokyo.ac.jp/WEB_info/p/pub/5756/Zoom.pdf)） 。各教員が最も利用しやすいアプリケーションを選択することで、最も教育効果の高い授業が実施され则认为しているからです。また、むしろ、現在、深刻に指摘されている問題は、アプリケーションやツールを統一することで、当該アプリケーションのサーバーやそこへの通信回路への負担が過重となってダウンしてしまうことです。こちらの問題のほうが、解決あるいはほぼ解決した zoom の問題よりも深刻であると考えています。このような場合に備え、教育・学習の機会の提供を継続するためには、アプリケーションを統一することは却って望ましくないというのが現段階での判断です。もちろん、今後、状況が変わりましたら、特定のアプリケーションの利用を禁止したり、また新たなアプリケーションへの移行が考えられますので、周知等には今後も注意していただきますようお願い申し上げます。  
なお、こうした zoom の脆弱性等に関して、インターネット上で様々な言説が存在するところですが、できる限り信頼のおける情報源を参照するよう、心がけて下さい。

**Q9.** 家にプリンターがありません。レジュメ等を印刷するため、毎週一時的にでも大学のパソコン室を利用させてもらえないでしょうか。また、各授業で、極力レジュメを使わない等の対策を講じてもらえないでしょうか。

**A9.** A1 にありますように、現在、東北大学は BCP のレベル 4 であるため、当分の間、感染症予防の観点から大学のパソコン室を開放することはできません。  
各授業におけるレジュメ等の配布は、各担当教員が、教育的観点からその必要性を判断するものであり、各担当教員の裁量に委ねられています。そのため、レジュメを使わない等の対策を一律に講じることはできません。